

東浦町水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について

上下水道課

1 背景・目的

水道事業及び下水道事業を取り巻く環境は、物価高や人口減少等による経営悪化など、これまで以上に厳しいものとなっています。東浦町水道事業及び下水道事業では、持続可能な事業運営を目指す中で、今後、事業運営に関して難しい判断が増えることが予測されることから、必要な時に有識者や使用者等から意見を聴取できる東浦町水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置するものです。

2 審議会の概要

(1) 役割

町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について使用者の立場や専門的な視点から内容を審議し、諮問に対する答申を行います。

ア 水道料金及び下水道使用料に関する事項

イ 水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関する事項

ウ その他町長が特に必要と認める事項

(2) 組織と任期

審議会は、委員 12 人以内で組織し、学識経験を有する者、水道又は公共下水道の使用者、公募により選考された者などから、町長が委嘱し、任期は 2 年とします。

(3) 会長及び副会長

審議会の議事運営を行う会長及び会長を補佐する副会長をそれぞれ 1 名とし、委員の互選によって選出します。

(4) 条例の施行日

令和 6 年 7 月 1 日

3 今後の予定

2024 年 6 月 4 日	条例の議案上程
2024 年 7 月上旬	委員の公募
2024 年 7 月下旬	公募委員の選考・決定
2024 年 8 月	審議会設置
2024 年 9 月～ 2025 年 2 月	第 1 ～ 4 回審議会開催